

飯豊町木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、町内に存し、居住の用に供する戸建木造住宅の耐震診断に要する費用に対し補助金を交付することに関し、飯豊町補助金等の適正化に関する規則(昭和53年規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 木造の建築物のうち次のいずれにも該当する住宅をいう。
 - ア 在来軸組み工法による平屋建て又は2階建てのもの
 - イ 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
 - ウ 店舗等併用住宅の場合は延床面積の2分の1以上が住宅の用途であるもの
- (2) 耐震診断士 町長が別に定める飯豊町木造住宅耐震診断士登録制度要綱に基づき登録された者をいう。
- (3) 耐震診断 耐震診断士が、町長が認める方法により地震に対する木造住宅の安全性を診断し、補強計画を策定することをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱の規定による補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のすべてに該当する者をいう。

- (1) 自己又は自己と同一世帯に属する世帯員が所有し、かつ自己が居住する木造住宅の耐震診断を受ける者
- (2) 同じ年度内にこの要綱による補助金の交付を受けたことがない者
- (3) 自己及び同一世帯に属する世帯員全員が町税(国民健康保険税を含む。) 介護保険料、水道料及び保育料等行政サービスを受けるうえで、町に納付義務が発生している全ての公的な納付金を完納している者

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が木造住宅の耐震診断を受ける事業(以下「補助事業」という。)とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、第3条に規定する者が補助事業を遂行するために要する費用とする。ただし、当該費用の額は、山形県住宅・建築物地震対策推進協議会が定める山形県木造住宅耐震診断業務単価表における詳細図面(筋かい等の位置が記載された平面図等)がある場合129,600円を上限とし、ない場合は158,760円を上限とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の経費の9割とする。

2 補助金の額の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、飯豊町木造住宅耐震診断費補助金交付申請書(様

式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記様式第1号)
- (2) 町税等情報確認承諾書(別記様式第2号)
- (3) 耐震診断に要する費用の見積書の写し
- (4) 建築確認通知書の写し又は当該建築物の建築年月日が確認できる書面
- (5) その他町長が必要と認める書類
(交付決定の通知)

第8条 町長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金の交付の決定をするものとし、その内容及びそれに付した条件を飯豊町木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助対象者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付決定を受けた後に補助事業の内容を変更し、又は廃止しようとするときには、飯豊町木造住宅耐震診断費補助事業変更(廃止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、対象事業の変更又は廃止を認めるときは、飯豊町木造住宅耐震診断費補助事業変更(廃止)承認書(様式第4号)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、飯豊町木造住宅耐震診断費補助金実績報告書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

- 2 実績報告書の提出期限は、事業完了後30日を経過する日又は補助金申請年度の3月末日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
- (2) 建築物の平面図及び立面図
- (3) 木造住宅の耐震診断と補強方法「一般診断法」による診断結果及び補強計画
(建物概要、壁配置図、必要耐力の算出、領域毎の必要耐力の算出(耐力要素の配置などによる低減係数算出用、壁の耐力の算出、耐力要素の配置等による低減係数、劣化度による低減係数、上部構造評点及び総合評価)
- (4) 建築物の補強計画平面図
- (5) 補強工事見積書
- (6) 領収書の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第11条 町長は、補助対象者から前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、飯豊町木造住宅耐震診断費補助金額確定通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第12条 補助金の支払いは、前条の規定による額の確定後、支払うものとする。

- 2 申請者は確定通知受理後、速やかに請求書（別記様式第3号）を提出しなければならない。
（交付決定の取消し及び補助金返還）

第13条 町長は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、飯豊町木造住宅耐震診断費補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りやその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2）補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3）その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

- 2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された者が既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。
（指導監督等）

第14条 町長は、事業の円滑な遂行を図るため、必要があるときは、申請者に対し指示をし、または、内容について調査することがある。

（書類の提出数等）

第15条 この要綱に基づき申請者が町長に提出する書類は、各1部とし、提出先は飯豊町地域整備課とする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。